

知っていますか？

スギ・ヒノキの皆伐支援制度が始まりました！

【今年度の助成期間】 令和4年4月～令和5年2月

中津市山林経営支援事業

搬出に費用がかかる山林のスギ・ヒノキの皆伐に対して支援を行うことで、山林所有者の経営意欲を向上させ、経営放棄林の増加の防止及び解消を図る事業です。

補助事業の内容

【補助額】

山林所有者… 1 ha あたり **40万円（上限200万円）**（1万円未満切り捨て）
林業事業体等… 1 ha あたり **10万円（上限50万円）**（1万円未満切り捨て）
※山林所有者へは林業事業体を通じて支援金が支払われます

【対象山林】（裏面参照）詳細は市役所へお問い合わせください。

- ・ 中津市内の森林法第5条第1項に基づく地域森林計画の対象山林（いわゆる5条森林）であるスギ・ヒノキが植林されている個人所有の山林
- ・ 大型車が通行可能な公衆用道路（国道・県道・市道・林道）から200m以上離れた施業地の面積が施業地全体の半分以上の山林
- ・ 過去5年以内に森林経営計画対象森林でない山林

※転用を目的とした皆伐は補助対象となりません。



【補助対象者（林業事業体等）】

- ① 市税の滞納がない者
- ② 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
- ③ 伐採30日前までに伐採届を提出している（保安林の場合は伐採許可等を受けている）
- ④ 助成期間内に伐採が完了すること

※ただし、伐採を行う林業事業体等は事業完了までに山林所有者へスギ・ヒノキの伐採面積1 ha あたり40万円（1万円未満切り捨て）の支援金を支払う必要があります。

【申込方法】

林業事業体等を通じて中津市役所林業水産課へ申請書等を提出（裏面参照）

予算がなくなり次第終了となります。

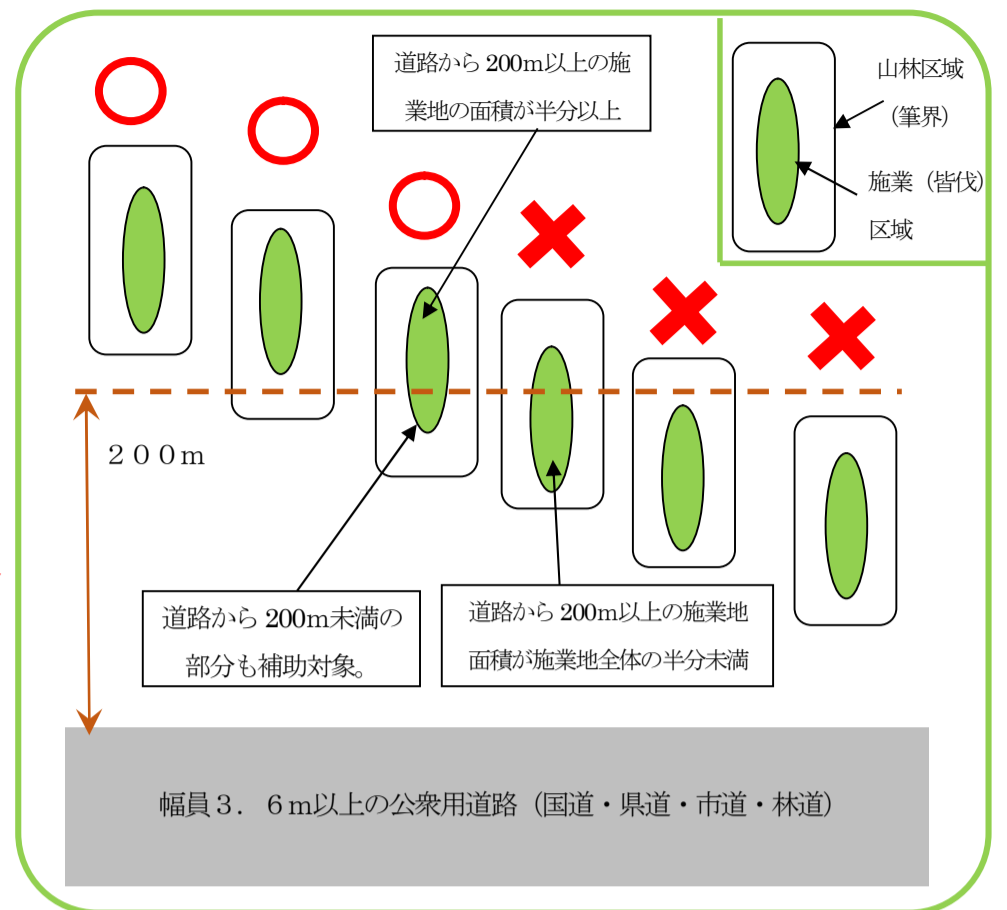
詳しい内容は中津市役所林業水産課林政係(☎22-1111)まで

対象山林

以下の要件を全て満たす山林が対象

- ① 森林法第5条第1項に基づく地域森林計画の対象山林(いわゆる5条森林)
- ② 過去5年以内に森林経営計画対象外山林
- ③ 助成期間内にスギ・ヒノキの皆伐(主伐)を行う山林
- ④ 伐採前30日～90日前までに伐採届を提出した山林
- ⑤ 大分県知事より保安林の伐採許可等を受けた山林
- ⑥ 法人所有ではない山林
- ⑦ 幅員3.6m以上の公衆用道路(国道・県道・市道・林道)からの距離が200mを超える施業地が施業地全体の50%以上の山林(右図参照)
- ⑧ 皆伐により森林以外への用途に転用しない山林

※皆伐後転用を行った場合や森林法に適合しない場合は補助金返還となります。



補助金交付までの流れ

(1) 事前に市役所に問い合わせ

(補助対象となるか、補助金があるかどうかの確認)

- ※ 予算に限りがあるため、申込希望内に沿えない場合がありますのでご注意ください。
- ※ 保安林の場合、伐採許可等に時間を要することもありますのでご注意ください。

申請書の提出前までに終わらせておくこと

- ・伐採面積の測量(GPS等による正確な測量)と測量図面の作成。
- ・伐採届の提出(伐採の90日～30日前まで)
- ・保安林の場合は、伐採許可等
- ・伐採前の現地写真

(2) 申請書の提出

- (添付書類)
- ・伐採箇所の位置図、測量図
 - ・市税納付状況確認承諾書
 - ・保安林の場合は伐採許可書及び申請書等の写し
 - ・中津市山林経営支援事業補助金交付要綱第3条第5号に規定する者ではない旨の誓約書

(3) 申請が受理され交付決定後

- ・山林の伐採
- ・伐採後に山林所有者へ支援金を支払う(事業完了の際に領収書等が必要です)

(4) 事業完了届及び実績報告書の提出(伐採面積が変わった場合は変更申請が必要です)

- (添付書類)
- ・領収書等の山林所有者へ支援金を支払った証明となる書類
 - ・伐採前・後の写真

(6) 事業完了届等が受理され額の確定通知後

(7) 補助金の請求→交付

補助の流れ

1 haあたり
500千円

1 haあたり
400千円

市

→

事業者
(森林組合など)

→

山主